

# 住宅資金の贈与をお考えの方

フィアスコート金剛TSUZUYAMAにぜひ一度ご相談ください。

- ✓ 贈与を受けた際に日本国内に住所がある事
- ✓ 贈与を受けるのが、お子様かお孫様である事
- ✓ 贈与を受けた方が18歳以上である事
- ✓ 贈与を受ける方の合計所得が2,000万円以下である事
- ✓ 贈与を受ける方が居住するための家である事

12月末  
まで

住宅取得資金の贈与税が最大1,110万円  
非課税になる可能性があります